

別紙、甲第1号証詳細

頁	タイトル	作成者	作成年月日	立証趣旨
1	再審査請求の概要	地方公務員災害補償基金審査会		地方公務員災害補償基金審査会が整理した本件事案の概要
3	再審査請求書	原告	平成16年6月21日	原告が地方公務員災害補償基金審査会に対して、再審査請求をした事実
4	再審査請求の理由	原告	平成16年6月21日	上記再審査請求の理由。被災者が、通常の業務に加えて、免外教科の担当、中体連の準備に追われてうつ病に罹患し、自殺に至ったこと、長時間労働を否定する資料がないにもかかわらずこれを否定した判決書が不当であることなどを理由として主張した
7	委任状	原告	平成16年6月21日	原告が再審査請求をした際に2名の代理人を委任した事実
8	補正書	原告	平成16年6月29日	再審査請求に当たってなした補正
9	医師意見書	笠原英樹医師		①ストレスから精神的疲労、うつ病、自殺に至る機序、②個々のエピソードを分断的に観察するのではなく、連続的、複合的に生じていることを踏まえて公務の過重性を評価するべきであること、③うつ病発症を被災者の個体的要因にみる見解が正しくないこと、④厚生労働省の基準に照らして、過重業務によってうつ症を発症した場合は発症後の業務過重であっても、自殺と過重業務の関連を認めるべきであるとの医学的知見
12	公務災害請求書	原告	平成12年10月11日	原告が被災者は、バドミントン部顧問、生徒会担当、バドミントン各種大会の役員、免外授業の為、過労となり、自殺したとして公務災害請求をした事実
15	事実証明書	佐伯真人学校長	平成11年11月11日	被災者の学校の校長が、地公災基金支部長に対して、被災者が急死した状況、バドミントンの全国大会で多忙であったこと、英語のほかに社会科、生徒会、特別活動、生徒指導、バドミントン部顧問などの分掌があったことを証明した事実
16	戸籍謄本	青葉区長	平成12年6月24日	被災者死亡が届けられた事実及び、被災者が昭和37年生まれであること、妻と平成5年生まれの長女がいる事実
18	平成10年出勤簿	被災者、佐伯真人学校長	平成10年	被災者が中山中学校に出勤した状況及び7月24、25日、8月3日、21日ないし23日までが出張扱いとなっている事実
19	精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査票(1)	原告		被災者が全中バドミントン大会役員や時間外勤務の連続で過重労働の状況にあったことなどを原告が回答している事実
25	災害発生前1か月間勤務状況調査票	原告		被災者が、平成10年6月から部活指導や生徒会指導、全中準備、テスト問題、通信票作成などに従事していて、帰宅が11時以降になることも多かった事実
29	肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴等に関する調査(回答)	原告		被災者が災害発症6ヶ月前から災害日までに、不眠や不覚醒、易疲労、食欲不振を訴えていたことなど
30	給与の内訳書	学校長		平成10年の被災者への給与支給状況、8月などに全中の仕事で中山中学校に出勤しなくても賃金の減額がなされていないことなど
31	学校運営機構	学校長		中山中学校の学校運営機構及び、学校行事の状況、6月の市中総体、7月の県中総体が学校行事として位置づけられていること
32	人事記録	学校長		被災者の身上、経歴(東北学院大学英文科卒業し、英語科の免許のみを有していること、平成6年から中山中学校に赴任し、平成10年8月24日に死亡退職をしていることなど)
34	教職員一覧	学校長		被災者の勤務していた中山中学校の教職員一覧、各学年3クラス合計9クラスあるが、社会科の担当教員が2名であること、教諭は全員が部活動の顧問を担当していることなど
35	通勤の経路・方法・時間など	被災者		被災者の通勤経路、自動車通勤で、所要時間が10分弱であることなど
36	死体検案書	加藤俊次医師	平成11年10月18日	被災者が、平成10年8月24日午前6時頃に、ホテルで縊頸状態で死亡したこと
37	事故について(報告)	学校長	平成10年8月26日	被災者の学校長が被災者の死亡の事実と様子を仙台市教育委員会に報告したこと
38	平成8年度定期健康診断受診票	齋藤博之医師	平成8年	平成8年の被災者の健康状態が正常で問題がないこと
39	職員健康診断票			平成8年、9年の被災者の健康に問題がないこと
40	年次休暇届	被災者	平成10年	平成10年の被災者の年次休暇所得状況。全中の仕事が年次有給休暇を用いて行われていないこと、全1日の年次有給休暇を取得したことがないこと
41	勤務時の状況	小川彰教諭(平成10年県中体連バドミントン専門部委員長)		作成者は、被災者と平成10年の全中バドミントン大会の運営を担当していた教師であり、通常の中体連の大会と日常業務のため全国大会の準備に取り掛かったのは平成10年4月になってからであること、準備のために集まって話し合いが多く、その場合午後7時以降が多かったこと、そのほかにも電話での調整があったこと、運営のほかに資料作りや文書発送の仕事もあったこと、そのほか市中総体、学期末考査、体育祭、通信票、諸帳簿の提出などの仕事のために、午後7時以降に合うことも困難であったことなど、被災1ヶ月前はだいぶ無理をしていた様子であったことなど
42	意見陳述書	黒澤栄志教諭(平成10年全中バドミントン大会事務局)	平成11年11月25日	作成者は、被災者と平成10年の全中バドミントン大会の運営を担当していた教師であり、被災者が教科、生徒会指導、生徒指導と学校の中心の仕事をしていながら、全中の運営も行っていたこと、中体連の仕事は少しでもうまくいかないと苦情が来る仕事であること、被災者が大会を控えて不安、不眠を訴えていたこと、ホテルの部屋中に煙が充満するほどタバコを吸っていたことなど
44	全国中学の大会準備・運営について	鶴岡勝彦教諭(全中水泳専門部委員長代理)		全国大会の仕事が、企画、会場設定に始まって、30項目以上に及ぶこと、数日間徹夜をして仕事をしたこと、練習会場の準備や計画に苦情が出ることも多く、余裕がなかったこと、今後は二度と関わりたくないと思っていること

47	陳述書	菊池省三教諭	平成11年11月22日	作成者は、被災者の学年主任であり、被災者が生徒会の担当として様々な生徒会行事などの企画・運営に携わり、執行部の生徒と遅くまで話し合いや行事の準備をしていたこと、バドミントン部の顧問として土日、祝日、長期休業中の指導を行ったことにより市の体育大会で青葉区優勝に導いたこと、生徒指導、修学旅行外の仕事をこなし、前年度は3学年を担任し受験指導で肉体的にも精神的にも緊張を強いられていたこと、被災年度には昼食をとる暇もないことがあったこと、平成10年7月下旬準備の段取りが順調ではないことをもらしていたこと、8月上旬は帰宅が遅くなること「きつい」ともらしていたことなど
50	勤務場所の見取図	学校長		被災者の職場の教室、体育館などの位置関係
51	精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査票(2)	原告		通常は健康状態に問題なく、穏やかな性格であるが、全中の仕事の責務が重かったことなどを記載したこと
53	肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴等に関する調査	原告		災害発生前6ヶ月間で、不眠、憂鬱、自信喪失、易疲労、食欲不振の症状が出ていたこと、顔色が良くないなどの症状を原告が確認したこと
54	家族の状況	原告		原告が、両親と妻、平成5年生まれの子供(被災当時5歳)と暮らしていたこと。
55	時間割	学校長		原告が土曜日を含め、1日3コマから6コマの授業を担当していたこと
56	平成10年度年間行事予定表	学校長		原告の勤務先の年間行事の予定、
58	体育祭実施要綱	学校長		平成10年7月9日の体育祭において、被災者が総務として、中心的な指導を行っていたこと、スケジュール等
60	平成10年体育祭までの日程			被災者が担当していた体育祭の日程、6月19日から7月8日の間に6回も実行委員会が開催されていたことなど
61	職員名簿	学校長		平成10年度の被災者の勤務先の職員の名簿、被災者が学級担当のほか、生徒会、特別活動、バドミントン部の顧問などを担当していたこと、勤務先に英語を4名の教諭で、社会科を3名の教諭で担当し、被災者のほかは社会化の専門教諭であったことなど
62	教職員・市職員服務規程			教職員の服務規程。正規の勤務時間が午前8時20分から午後5時5分であること。
63	市費職員服務規程			市費職員の服務規定
64	夏季休業中の勤務について			出張の際には出張命令簿に記載して承認を受けること、指定休の日数などが定められている
66	冬季休業中の勤務について			出張の際には出張命令簿に記載して承認を受けること、指定休の日数などが定められている
68	学年末等の休業中の勤務について			出張の際には出張命令簿に記載して承認を受けること、指定休の日数などが定められている
70	校務分掌組織について	学校長		平成10年の被災者が勤務校で、教務部日課表、研究部国際理解教育、同部特別活動、学級活動、指導部中央委員会、指導部生徒会指導を担当していた事実
74	全国中学バドミントン大会協議役員の委嘱と役員派遣について	武田文英実行委員長	平成10年7月8日	全中の大会において被災者を総務部部長に委嘱したこと、及び期間(8月22日から25日)中及び同月3日に役員として派遣するよう、同実行委員長が被災者の職場の学校長に対して依頼をした事実
75	委嘱状	武田文英実行委員長	平成10年7月7日	被災者が第10回全中バドミントン大会総務部長に委嘱された事実
76	陳述書(一)	原告	平成12年6月20日	被災者の身上経歴と、被災当時生徒会の指導、バドミントン部の顧問、県の委員長代行、全中の運営特に業務必携の作成などで夜遅くまで働いていたこと、7月下旬以降「こんなんで過労死するよね」ともらしていたこと、大会当日の夜家に電話をして大会運営がうまくいかないこと、レセプションの2次会で置いてきぼりを食ったこと、7月下旬から8月上旬に掛けて弱音を吐くようになっていたこと、娘をかわいがっていたこと、被災時には正常な思考回路ができていなかったこと、家庭にはさしたるトラブルがなかったこと
92	陳述書(二)	原告	平成12年6月20日	全中大会のトラブルは、監督会議のくじ引きや練習会場にかんして、昼食券を配れなかったこと、レセプションの失敗は来賓の名前のいい間違いくらいしかなかったこと
93	陳述書(三)	原告	平成12年6月20日	全中で忙しいときに社会科の免外授業担当させられたことが悔やまれること、担当していた生徒会の指導の内容、市中総体は顧問部が青葉区で団体優勝したこと
95	陳述書(四)	原告	平成12年6月20日	全中の仕事では目に見えない仕事、パソコンでの文書作成が多く、12項目という多岐にわたる仕事をしてきたこと、実際にも細かい雑務が多かったこと、精神的に張り詰めていたので些細なことでも大きな打撃となったのではないかと考えていること
99	回答	澤藤英樹校長		
100	職員会議要項			7月15日の職員会議で被災者が生徒会選挙について報告した事実
101	平成10年度教科担当	学校長	平成10年4月2日	被災者が週に18コマ(社会4、英語12)担当していた事実
102	文化祭実施要項	学校長		平成10年9月19、20日に文化祭があり、被災者が生徒会担当として実行委員会を担当していた事実
103	中山中学校区青少年健全育成協議会役員名簿			被災者が、同協議会の総務部の役員をしていた事実
104	部活動予定表			平成10年夏季休業前に作成された予定表、夏季休業中も、出勤簿においては休日になっていた日8月4、5、6、7日等(P18,106等)も、部活動が行われていた事実
105	夏季休業中の日直等			被災者が8月27日から30日まで市のバドミントンの講習会に参加していた事実、

106	夏季休業中の勤務予定			被災者が、県中央総体、全中の実行委員会、大会への参加が出張として届出され、承認されていた事実
107	出張命令書		平成10年8月20日	全中の大会について、学校長の出張命令が出されていた事実
108	日直業務日誌		平成10年8月11日	右同日、被災者が日直として、8時20分より16時30分まで勤務した事実
109	部活動実施報告書兼特殊業務手当申請書	被災者		被災者が、土曜、日曜、祝日、開校記念日などに部活動を行うにあたっての報告及び業務手当の申請をした事実
117	平成10年度部活動代替実施要項			部活動の活動時間、停止期間など
120	請求者に対する事情聴取結果			免外授業を担当することがきまったのは3月の人事異動の後だったため準備期間がなかったこと、全中の仕事は4月くらいから始まったこと、家庭や近所づきあいでもトラブルは無かったこと
123	職場における出来事			新規事業の担当となったこと、仕事量、拘束時間などに変化があったこと等
124	職場以外における出来			職場以外にトラブルが無いこと
126	フロッピーリスト一覧			頻りに夜11時以降まで文書作成業務を行っていた事実
131	宮城県中学校体育連盟規約			市町村の中体連の連合体であり、体育運動の相互連絡と健全な普及を目的とすること、県内の中学校相互脳体育運動に関する基本方針の審査並びに調査などの事業を行うこと
134	意見書	審査会の医師	平成14年	基金支部の質問に対する医師の意見として、被災者が自殺する前にうつ病に罹患していたこと、その延引として多忙な校務、授業の負担、生徒会の指導主任としての負担、近因として全中の準備に関わる精神的緊張、大会雲煙に関する不満感から自殺を企図したものであるという医学的知見
137	大友雅義氏に関する意見書	千葉茂雄医師	平成14年5月14日	平成10年7月中旬以降に中等症うつ病エピソードが認められるとの診断及び業務による心理的負荷として、仕事内容・仕事量の大きな変化と勤務・拘束時間の長時間化、免外授業の担当、全中の総務部長の重責、時間外労働があり、業務外では特に心理的負荷が無く、家族にも既往歴が無いことから、うつ病と自殺は公務に起因するものであるとの医学的知見
145	基金支部に対する回答	澤藤英樹校長		学校長が、全中総務部長、中体連バドミントン専門部副委員長の仕事が公務であると認識している事実
147	回答	澤藤英樹校長		学校長は、8月3日、大会期間中は公務であること、抽選会の派遣を承認しなかったのは派遣依頼が無いことが理由であること、休暇中も大会必携などの仕事をしていたと考えている事実、授業の進捗などで悩んでいるようであり、心のゆとりがないように学校
150	調査票	澤藤英樹校長	平成15年1月20日	158～173 被災者全中の為に作成した印刷物
174	健康診断票			昭和62年から平成7年間まで、本人の健康状態に異常が無い事実
182	給料校内控除支給明細			平成10年6月から8月までの給料支給額及び控除額、勤務時間内に中体連の仕事をして賃金が減額されるということ無い事実
185	年間授業数			年間の授業数
186	日課時程			1日の時間割
187	第1学年分掌			被災者が、生徒指導などのほかに、学級活動の計画、考査の処理、積み立てや修理などの仕事も担当していた事実
188	生徒会活動指導計画			被災者が担当していた生徒会活動の内容、及び年間に行うべき行事
192	平成10年特別活動指導計画			被災者が担当していた特別活動の内容等
193	国際理解教育			被災者が担当していた国際理解教育の内容
194	教育計画			被災者の所属校の教育計画
195	教職員一覧			被災者の同僚の担当及び、中山中学校における勤続年数
196	通勤手当通知通知書			被災者の通勤経路、距離など
198	事故について(報告)			被災者の学校長が被災者の死亡の事実と様子を仙台市教育委員会に報告した事実、処理の概要、そして、生徒会担当、バドミントン部の顧問、市、県、全国のバドミントンの役員として夏季休業中も毎日のように準備にあたり、学校の勤務も手を抜かなかったこと、子煩悩であったことなどが報告されている
201	災害発生前1か月間勤務状況調査票	学校長		7月30日、31日、8月11日の出勤時刻と正規の退勤時刻
202	災害発生前6か月間勤務状況調査票	学校長		
203	災害発生時6ヶ月間の勤務状況及び性格について	学校長		上司の話では家庭に問題が無く、同僚の話では仕事上の精神的なストレスは親しい同僚にのみ話していたこと、常に全中のことが脳裏から消えなかったことなど
204	肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴等に関する調査	佐伯真人学校長	平成14年12月28日	
205	肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴等に関する調査	三塚靖教諭	平成15年1月28日	7月から不眠や食欲不振、8月上旬から焦燥感などを被災者が訴えていた事実、まわりからみても8月上旬は元気が無かったり、ぼんやりしていた様子が見て取れた事実
206	肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴等に関する調査	安附和徳教諭	平成15年1月29日	

207	肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴等に関する調査	長田徹教諭	平成15年1月29日	
208	中山中学校平面図			勤務校の平面図
210	陳述書(五)	原告	平成14年11月5日	免外授業は大学教育で習得した専門性という土台の無いままに授業をすることになり不安であること、授業は教材研究が不可欠だがそのための時間の配慮が無かったこと、学校長の免外授業の担当要請は実際は断れないこと、中体連の活動に免外授業が加わることによって負担は過重であったこと
211	陳述書(六)	原告	平成14年11月5日	大会での好成績は顧問がどれだけ部活動の実施にするかにかかっていると話し、毎年のように県大会出場を果たしていたこと、男子バドミントン部新設に力を注いでいたこと
212	陳述書	鷺見浩勝教諭(平成10年し中体連専門部バドミントン部副委員長)	平成15年2月19日	作成者は、平成10年に市中体連バドミントン部会副委員長であったが、当時、各学校で学校長から部活動が奨励されていたこと、部活動には生徒全員加入が原則であり、教育課程内のクラブ活動を部活動活動に代替し、各学校で入退部の手続きなどが細かに決められていたこと、部活動顧問は毎年度公務分掌として校長より任命されていたこと、各種競技会が年に数回あり、それぞれの大会に向けて練習試合などが普通に行われていたこと、顧問は部活動終了後参加した生徒が下校するまで指導することになっていたこと、教科の指導は部活動が終了する午後6時30分以降となること、中体連は各中学校で構成されて部活動の顧問は自動的に中体連の専門部部員となること、市、県の中体連本部事務局は、正規の教員が役員として専従配置されていること、全中は各県の中体連役員が実行委員となること、被災者が全中の総務部長として大会運営に深く関与したこと、大会の準備で退勤時
228	陳述書	芳賀直仙台市教職組書記長	平成15年2月20日	作成者は、市教職員組合の書記長であるが、中学校教諭の時間外勤務が常態化していること(週10時間以上が56%)、部活動指導のための休日出勤が多いこと(月平均50時間以上)、持ち帰り残業も余儀なくされていること、免許外担任が自分の授業の成果を心配していること、などを各種調査の資料を添付して陳述
230	時間外勤務・部活動についての実態調査	宮教組		小中学校教諭に対する時間外勤務時間、持ち帰り残業時間、免許外指導の態様、休憩の実態や疲労についての実態調査
234	教育活動の現況調査	宮城県教育委員会		小中学校教諭の勤務状況、仕事上の問題、勤務時間外の勤務時間、休憩の実態、年次有休休暇取得状況に関する実態調査
242	追加確認事項に対する回答	任命権者		任命権者が中体連バドミントン活動を公務と考えるのは、昭和47年3月23日旭川地裁判決と同様であり、全中については開催地の都道府県教育委員会、市区町村教育委員会も主催者であること(全国中学校体育大会運営の基本、全国中学校体育大会開催基準による)、全中に資金援助した金額と、免許外の教科を担当することの許可は県教育委員会が権限を有していること、それら
245	判例情報			昭和47年3月23日旭川地方裁判所判決、いわゆる紋別市立小中学校事件
247	全国中学校体育大会運営の基本			全国中学校体育大会は全国の中学校生徒を基盤とした学校教育活動であること、学校における保健体育科の授業を出発点とすること、運営の当たっては文部省、関係地方公共団体の指導・助言を受けること、運営のよりどころは文部時間通知、全国中学校体育大会開催基準によることなどが定められている。
248	全国中学校体育大会開催基準			全国中学校体育大会は、中学校教育の一環として行われること、主催は県や市の教育委員会を含むこと、文部省が後援することなど
249	専門部に委任する事項			平成10年の全国中学校体育大会において、被災者が部長をしていた総務部に委任された事項、総合企画、関連団体との調整、諸会議、要項及び役員に関する事項、文書の発送、作成、式典、財務、他の部に属さない事項が含まれていたこと
250	仙台市中学校体育連盟規約			仙台市中体連は、仙台市中学校における体育スポーツ活動の正常な発展を目的として入ること、組織は市内中学校をもって組織することなど
251	専門部催促			仙台市中体連の専門部は各学校の部活動顧問によって構成すること(3条)
252	追加確認事項	澤藤英樹校長	平成15年2月12日	出張費支出の根拠、8月については休日における部活動指導は無かったと回答するが添付されているとされる部活動一覧は存在
253	県費負担職員の出張等の扱いについて	宮城県教育庁総務課長	平成6年7月22日	旅行命令は用件の重要性、緊急性に鑑みて発すべきことなどが通達されていること、及びその基準の一覧表
257	国体の選手として参加する県費負担職員の服務及び児童生徒の取り扱いについて	仙台市教育委員会教育長	平成9年8月7日	実行委員会会長から委嘱を受けて準備委員会の業務に従事する場合は、職務に従事するものとして出張を命ずることが可能などの記載がある
258	追加確認事項に対する回答(3)	澤藤英樹校長	平成15年2月19日	県中総体に中山中学校の生徒が参加したこと、仙台市バド講習会は市中体連バドミントン専門部委員長が中学校宛文書を発送していること、全中バド大会は中山中の生徒も受付案内の係りとして参加したこと
261	夏季休業中の部活動実施確認書	菊池省三教諭	平成15年3月15日	平成10年7月19ないし25日、27日ないし31日、8月4日ないし7日、10日、11日、18日ないし20日(8月の休日を含む)に被災者が部活動の指導をした事実
263	公務災害認定通知書	地公災基金宮城支部長浅野史郎	平成15年5月23日	全中大会を公務と認めず、各業務をそれぞれ一つずつ日常の業務と比較して一つ一つは過重等はいえないとし、全中が公務ではない以上うつ病発症は個体的要因によるものだとして、公務外の認定を行った
273	審査請求書など	原告	平成15年7月18日	原告が審査請求をした事実、委任をした事実、補正をした事実
278	弁明書	地公災基金宮城支部長浅野史郎	平成15年8月19日	基金支部が公務災害認定と同様の理由で審査請求を棄却するとの裁決を求めたこと

287	弁明書に対する反論書	佐藤由紀子代理人弁護士	平成15年9月12日	仙台市教育委員会教育長が全中の仕事が公務だと認識していること、全中総務部長への役職依頼書に澤藤校長が押印していること、旭川地裁判例と同様の事案であること、出張扱いとされていること、各種規則から全中は教育委員会が主催するものであること、各種業務を個別的に観察するのではなく、全体を一人が行ったことで公務加重性を判断すべきことなどを理由に、弁明書
293	県費負担教職員の出張等の取扱いについて	宮城県教育庁教職員課長	平成14年3月29日	教育行政の運営上その地位をかねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を金その事務を行う場合は職務専念義務の免除を行う場合になることなどとして、中体連の総会、役員会、理事会等のばあいは、出張扱いとなること
296	県費負担教職員の出張等の取扱いに関する質疑について			団体用務であっても、その用務が学校運営又は児童や生徒に対する教育活動に直接関係するもの及び教職員の資質向上に直接関係するものは「公務」であること、中体連の開催の協議で協議結果が生徒にフィードバックされるものは公務出張となること
301	意見書(医師)	笠原英樹医師		精神的疲労が見え始めたのは7月上旬であること、大会の時には極限に達していたこと、これによりミスを生じ自責の念を強く感じ自殺を選んだと思えること、この疲労の原因は個人の脆弱性には無く、長時間労働と重責を伴う行事の連続により7月下旬から8月中旬に鬱の初期症状となり、大会時には鬱が重篤化し、ミスや周囲の言動に対する過剰反応が生じていたこと、弁明書は6月下旬に鬱状態だと主張するが7月8月の連続した行事をこなしていたことからそれはありえないこと等
306	意見陳述内容	原告		被災社が家族を大切にしていたこと、平成10年は全中の仕事が忙しく、夏休みもほとんど毎日9時過ぎに帰宅していたこと、お盆も2日間しか休まなかったこと、夏休みに入ってから弱音を吐かない被災者が弱音を吐いていたこと、亡くなる前の夜、「食欲不振、不眠」を訴えていたこと、最後まで娘や仕事のことを気遣っていたこと、娘に父親が自分の職責を果たそうとがんばったんだということを胸を張って話すためにも公務災害を申請したこと
308	意見陳述内容	佐藤由紀子代理人弁護士		全中の大会の基本方針や大会の目的から教育委員長が基金支部に全中バドミントン大会総務部長としての業務は公務であると回答したことも当然であること、勤務校を離れていたこと自体が公務として位置づけられ低たことの証左であること、宮城県教育庁も公務性を承認していること、労働時間も著しく長時間であったこと、そもそも日常業務も過重であった上、免外授業というストレスも大きく負担していたこと、等から被災者の自殺は公務上の災害であると認定することを求めること
310	意見陳述内容	菊池省三教諭		被災者が部活動の指導に熱心だったこと、生徒や同僚と真摯に向き合っていたこと、被災前年度は3学年を担当していたため受験手続業務だけで午後8時までかかり、授業の準備はそれ以降になっていたこと、悪評などは聞いたことがないこと
313	意見陳述内容	大木一彦教諭		部活動が各学校の教育計画の中に位置づけられていること、クラブ活動が部活動に代替されていること、部活動顧問が公務分掌として校長より任命されること、市中総体、県中総体、東北大会、全中大会は、それぞれに対応する中学校体育連盟、教育委員会などが主催者となっていること、実質的には各競技の専門部のメンバーが運営していること、この専門部は各中学校の顧問全員によって構成され、顧問以外のメンバーがいないこと、大会において引率と大会運営の仕事が区別しがたいこと、大会となるとどんなに細やかな配慮をしても色々なクレームに対応しなければならないこと、教師は任意団体の運営という意識ではなく公務という意識で活動して入ること 補足として毎年8月にある全中の仕事は、人事の関係で4月にならなければ始まらない本格格的に始まるのは7月になってからであること、全中の仕事で忙しくなる7月の直前に免外授業の成果であるテストの採点をしており、精神的アクシデントとなった可能性のあること、資料の作成などから夏休み期間に連日15～16時間の活動になりうることを、表に出ない勤
317	意見陳述内容	山田きえ子(養護教諭)		養護教諭は、中体連の大会の際に、自分の学校の生徒がいない会場に救護担当として割り当てられること、したがって生徒の引率も管理監督もしないこと、中体連会長から派遣依頼と委嘱状は来るが、教育委員会からは任命佐入れないこと、それにもかかわらず県費から旅費が支給されていること、公務として認識し行動して入ること、大会役員のほうが万全を期して準備運営しているとおもわれること、安全の観点からは教育委員会こそが責任を持っていると思われること、生徒が大会で怪我をしたら医療費が給
319	意見陳述内容	森達(教職員組合副執行委員長)		被災前年度は高校入試業務に忙殺されたこと、勤務時間が午後5時5分となっているのに部活動の時間が午後6時30分となっているなど公然と未払い残業が行われていたこと、有休の取得もできなかったこと、健康診断結果で異常を指摘されたのが81%を
322	意見陳述内容	芳賀直(仙教組書記長)		中体連の運営も県費上は公務として扱われていること、義務教育諸学校等の教職員の給与に関する特別措置法及び条例上時間外勤務をしないこととなっているので、時間外勤務を正式に報告しにくいこと、県職員が週休二日制であるのに中学校が土曜出勤となっていたことから夏休みの期間中にこの土曜日出勤分を振替休日と扱わなければならない形式的には休日となっていたが部活動などがあり実質的には休日となっていなかったこと、平日も午後9時に帰宅して家で残業していたこと、通常業務が過労死予備軍とも言えるほど過重である上に中体連の運営の要職をこなしており、ストレスが過大になっていたと思われること
326	意見陳述内容	杉山茂雅代理人弁護士		被災者のうつ病は、免外授業を担当した精神的負担の上、長時間の日常の勤務、中体連の業務、全中の大会の業務がかさなったこと、長時間労働によるものであること、基金支部の個体に要因があるとの認定は全く根拠が無いこと、教育現場の実態に即して審査することを求めること
328	回答書	基金支部	平成16年2月20日	被災者の精神疾患発症時期を6月下旬としたのは、被災職員の肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴、請求者に対する事情聴取結果、同僚の証言等により推定した。
328	照会書	審査会	平成16年2月	基金支部が被災者の精神疾患発症時期を6月下旬とした理由を尋ねたこと
329	裁決書	審査会会長	平成16年5月18日	被災者が行った県中体連バドミントン専門部副委員長の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務は、公務遂行性があるとしながらも、平成10年7月以前の業務は他の同僚と比較して過重ではなく、それ以降はうつ病が発症しているため、それ以降の業務はうつ病発病に關与する時期の出来事とは評価できないから公務起因性判断の対象とすることはできないなどの理由で、公